

普通厚生共済(チヨコ■)

ご契約のしおり・共済約款

一時払終身共済



JF JF共済

令和 8 年 8 月版

はじめに

ご契約をお申込みいただき、ありがとうございました。

この冊子には、共済約款にもとづき普通厚生共済一時払終身共済契約（以下「一時払終身共済契約」といいます。）についての大切なことがらが記載されております。ご契約に際しては、かならずご一読のうえ、共済証書とともに大切に保管してください。

（あらかじめご理解ください）

ご契約のしおりでは、次の用語は、それぞれ次のものを略して使用しています。

共同事業組合 組 合

共済事業を行う漁業協同組合または水産加工業協同組合をいいます。
共同事業組合および共済事業を行わない漁業協同組合もしくは水産加工業協同組合を総称した名称です。

J F 共水連

全国共済水産業協同組合連合会をいいます。

お願いとお知らせ

■共済契約にご加入の際には共済約款をご一読ください。

- この冊子に掲載しているご契約のしおりおよび共済約款をご一読され、ご契約の内容や告知などについてよくご理解いただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり」は、ご契約についての大切なことがらをわかりやすくご説明したものです。「共済約款」とあわせてご一読ください。
- 「共済約款」はご契約のご加入からお支払いまでのいろいろなことをとりきめたものです。共済証書・ご契約に関しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）と共に大切に保管し、ご利用ください。

■ご契約のお申込みにあたって、共済契約申込者、被共済者で自身からの申し込みであることを確認させていただくことがあります。

- 組合職員が、共済契約申込者、被共済者ご自身からの申し込みであることを運転免許証やパスポートなどにより、ご確認させていただくことがありますのでご了承ください。

■共済契約申込書等は、ご自身で正確にご記入ください。

- 共済契約申込書は、共済契約にとって重要な内容ですので、共済契約申込者ご自身でご記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名をお願いいたします。
- 告知書は、被共済者のおからだの状態についてありのままを被共済者ご自身でご回答いただくこととなっております。

■お申込内容などのご確認について。

- ご契約のお申込み後または共済金のご請求の際、お申込内容や告知内容についてご確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■共済証書の内容をよくご確認ください。

- ご契約をお引受けした場合は、共済証書を交付いたします。もし、共済証書の記載内容がお申込みいただいた内容と違っていたときは、遅滞なく組合へご連絡ください。

■共済証書は大切に保管してください。万が一共済証書が届かない場合または紛失された場合には、遅滞なく組合へご連絡ください。

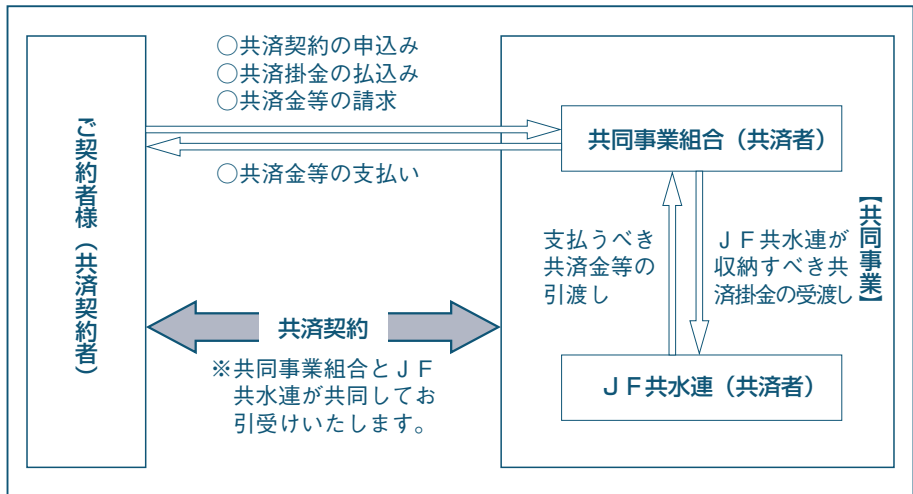
■わかりにくい点がありましたら、ご遠慮なく組合におたずねください。

J F 共済事業のしくみ

J F 共済は、水産業協同組合法にもとづいて共同事業組合と J F 共水連が運営する共済です。

共済契約は、共同事業組合と J F 共水連が共同でお引受けいたします。

【共同事業組合と J F 共水連の共同事業方式概要図】



- **共同事業組合**：J F 共済のお客様窓口です。共済契約のお申込み・共済掛金のお払込み・共済金のご請求などの手続きは組合でお受けいたします。
- **J F 共水連**：全国の組合が会員となり組織している団体であり、企画・開発・資金運用などさまざまな面で組合と一体となって J F 共済事業を運営しています。

（注 1）将来、万が一共同事業組合の経営が困難になった場合でも、共済契約は、他の共同事業組合と J F 共水連が共同して、または J F 共水連が単独でお引受けすることにより、保障を継続してまいります。

（注 2）J F 共水連が単独でお引受けする場合は、共同事業方式とは異なり J F 共水連が共済者となり、直接ご契約のお引受けをし保障を行う方式となります。

- ・共済事業を行わない漁業協同組合などを通してご契約した場合には、J F 共水連が単独でお引受けします。そのとき、共済事業を行わない漁業協同組合などが共済事業の事務を行います。

個人情報の取扱い

【個人情報の利用等にかかわるご説明】

（個人情報の取扱い）

個人情報とは、生存する個人についての氏名、生年月日、住所等の情報で、これらに資産、病歴その他の情報を含むこともあります。組合とＪＦ共水連は、ご契約者・被共済者等から取得した個人情報を、原則として組合職員およびＪＦ共水連職員が取り扱います。

なお、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）は、ＪＦ共水連職員が法令により認められる範囲内で取り扱います。

また、組合およびＪＦ共水連で保有する個人情報は、可能な限り最新の状態に保つように努めます。

（個人情報の取得・利用目的）

組合およびＪＦ共水連は、共済事業において必要となる個人情報を、以下の目的で取得・利用します。

1. 共済契約の引受け、契約内容の変更（異動）等、復活または共済掛金の口座振替
2. 掛金の払込案内または契約の復活案内等の契約の維持管理に関する案内
3. 共済証書貸付けまたは共済掛金の振替貸付け
4. 共済金や給付金の支払い
5. その他共済規程および共済約款等に定める契約の履行、サービスの提供
6. 新たな共済保障の提案
7. 新たな共済商品、サービスの研究・開発
8. 市場調査（アンケート調査等）
9. 共済商品の案内・勧誘および各種共済サービスの提供
10. その他、共済契約の適切かつ円滑な履行

（個人情報の共同利用）

組合およびＪＦ共水連は次のとおり、組合員・利用者等の個人データを共同利用します。

1. 共同利用する個人データの項目
 - ①基本情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、資産等）
 - ②共済契約関連情報（共済契約内容、共済契約関係者氏名、告知内容、事故報告等）
 - ③取引関連情報（決済口座、掛金払込み、共済金等支払いの取引内容等）
 - ④個人識別符号（運転免許証番号、パスポート番号等）
 - ⑤要配慮個人情報（病歴等）
 - ⑥その他共同利用する者の利用目的のために必要な情報
2. 共同利用する者の範囲
組合およびＪＦ共水連
3. 共同利用する者の利用目的
 - ①共済契約引受けの判断
 - ②共済契約の継続・維持管理
 - ③共済金等の支払い
 - ④共済規程および共済約款等に定める契約の履行その他共済契約者サービス
 - ⑤市場調査

または組合およびＪＦ共水連が提供する商品・サービスの開発・研究等 ⑥業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先への提供 ⑦組合およびＪＦ共水連の提供する商品・サービスに関する各種の情報の提供等

4. 個人データの管理について責任を有する者
組合およびＪＦ共水連

(個人情報の開示、訂正、利用停止等)

1. 被共済者・年金受取人または組合員から、組合またはＪＦ共水連が保有するご本人の個人情報に関し請求があったときは、組合またはＪＦ共水連は遅滞なく、これをご本人に開示し、またはそのご指示に従い、訂正や利用停止等の対応をいたします。
2. 本来の使命を終えた個人情報は即刻消去します。

【個人情報の取得および利用目的の詳細事項】

(共済契約申込み、異動請求、復活申込みまたは口座振替依頼の際に取得する個人情報)

1. 共済契約申込書、異動請求書または復活申込書では、共済契約の引受け、異動または復活に必要な情報として、ご契約者・被共済者等の氏名、性別、生年月日、住所のほか、健康状態、職業等の情報を取得させていただきます。
2. 口座振替依頼書では、共済掛金をご契約者指定の口座から振り替えるため、ご契約者の氏名、住所、口座名義人、口座番号等の情報を取得させていただきます。
3. 共済契約の引受け、異動、復活または口座振替依頼の際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
4. 契約申込時、異動時または復活時に告知いただく健康状態または既往症等のセンシティブ（機微）な個人情報については、引受け、異動または復活の可否、条件付での引受け、異動または復活の可否にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。
5. ＪＦ共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付す場合は、その再保険会社に個人情報を開示することがあります。

(ご契約者からの契約貸付関連申込の際に取得する個人情報)

1. 契約貸付け（共済証書貸付け、被共済者貸付けまたは共済掛金振替貸付け）に必要な情報として、ご契約者・被共済者等の氏名、住所等の情報を取得させていただきます。
2. 契約貸付けの際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。

(共済金受取人からの共済金等支払請求の際に取得する個人情報)

1. 共済金等の支払いに必要な情報として、ご契約者・被共済者・共済金受取人等の氏名、住所等の情報を取得させていただきます。
2. 共済金等の支払いの際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
3. 診断書等のセンシティブ（機微）情報およびご契約の内容等について、次のように取り扱います。
①支払いの可否の判定のため診断書等を記載した医師に照会することがあります。

②他の共済団体や保険会社または調査会社等に照会することがあります。

③ J F 共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付していた場合は、その再保険会社に開示することがあります。

4. 提出された診断書等のセンシティブ（機微）な個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
5. J F 共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付していた場合は、その再保険会社に個人情報を開示することがあります。
6. 法令により必要と判断される場合、その他個人情報の取得・利用目的を達するために、必要な範囲内で取得した個人情報を第三者に提供することがあります。

（漁家情報）

漁家調査等に関し、入手する個人情報については、お勧め商品の作成および勧誘等に利用します。

クーリング・オフ制度

で契約のお申込みの撤回等を行うことができます。

- お申込者または共済契約者（以下「申込者等」といいます。）は、ご契約の申込日（共済契約申込書のご提出と、共済掛金相当額のお払込みが完了した日）またはこの「ご契約のしおり・共済約款」の交付を受けた日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」といいます。）を行うことができます。
- 申込みの撤回等の場合には、お払込みいただいた金額を申込者等にお返しいたします。
- 次の場合は、申込みの撤回等のお取扱いはできません。
 - ①組合で共済契約のお申込みを行った場合
ただし、申込者等が共済契約のお申込みをする目的で日を通知して組合を訪問し、共済契約を申し込んだ場合に限ります。
 - ②営業または事業（漁業・水産加工業を除きます。）のため共済契約のお申込みをした場合
 - ③申込者等が、自ら指定した場所（組合や申込者等の居宅は除きます。）において共済契約のお申込みをすることを請求した場合において、当該共済契約のお申込みをした場合
 - ④申込者等が、貯金または預金の口座に対する払込みにより共済契約のお申込みをした場合
ただし、役員もしくは使用人に依頼して行ったときを除きます。
 - ⑤債務履行の担保のための共済契約の場合
 - ⑥すでに締結されている共済契約の更改（共済金額その他の給付の内容または共済期間の変更にかかるもの）に限ります。）や内容変更の場合
 - ⑦その他申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められる場合

<お申出方法>

- 申込みの撤回等は、書面の発信日（郵便の消印日）に効力を生じますので、郵送にて上記の期間内（8日以内の消印有効）にお申込みの組合あてにお申し出ください。
- 書面には、「普通厚生共済契約の申込みの撤回等をする」旨を明記し、
 - ①契約された組合名
 - ②申込者等の住所、氏名、電話番号（連絡先電話番号）
 - ③共済契約の申込日
 - ④死亡共済金額
 - ⑤被共済者の氏名をご記入ください。なお、ご契約のお申込み時に、共済契約申込書に押印された場合は、申込書に押印された印鑑と同一印を押印してください。

■ご注意

- 申込みの撤回等の当時、すでに共済金の支払事由が生じているときは、申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、申込者等が、申込みの撤回等の当時、すでに共済金の支払事由が生じたことを知っている場合を除きます。

ご契約のしおり・共済約款 目次

■普通厚生共済 一時払終身共済契約 ご契約のしおり 目次

〔主な共済用語のご説明〕	1
〔ご契約の特徴としくみについて〕	
1 一時払終身共済契約のしくみ	3
2 共済金のお支払い	4
3 共済金をお支払いできない場合	6
〔ご契約に際して〕	
4 健康状態の告知	8
5 ご契約の成立と責任の開始	9
〔ご契約後について〕	
6 ご契約の解約と返戻金	10
7 割戻金のお支払い	10
8 共済金などのご請求	11
9 代理請求制度について	12
10 ご通知いただく場合	13
11 生命共済と税金（令和8年8月現在）	14
12 JF共済の相談・苦情窓口のご案内	16

■普通厚生共済 一時払終身共済約款 目次

〔普通約款〕

1 用語の定義（第1条）	19
2 共済契約の締結および共済責任（第2条～第4条）	20
3 共済金の支払いおよび支払請求等に関する事項（第5条～第10条）	21
4 基本契約に関する事項（第11条～第38条）	25

〔別 表〕

別表1 請求書類	34
別表2 後遺障害等級表	36

■J F 共水連各都道府県事務所・事業本部等所在地	44
---------------------------	----

普通厚生共済
一時払終身共済

ご契約のしおり

主な共済用語のご説明

- | | |
|-------------------------|---|
| 一時払
終身共済 | 普通厚生共済 一時払終身共済約款〔普通約款〕が適用される共済契約をいいます。 |
| 共済証書 | ご加入いただいた共済金額、共済期間、付加された特約などのご契約内容を具体的に記載したものです。ご契約が成立すると組合から共済契約者へお渡しします。 |
| 共済契約者 | 組合およびJ F 共水連と共済契約を締結し、ご契約上の権利（ご契約内容の変更にかかる請求権など）と義務（共済掛金のお支払いなど）を有する方をいいます。 |
| 被共済者 | 保障の対象者となっている方で、死亡、第1級の後遺障害に関して共済金が支払われる方をいいます。 |
| 共済金受取人 | 共済契約者から共済金の受取りを指定された方をいいます。 |
| 共済掛金 | 共済契約の保障の対価として共済契約者からお払込みいただくお金のことです。 |
| 告知義務と
告知義務違反 | <p>共済契約者と被共済者には、ご契約のお申込みをされるときに、現在の健康状態について組合が告知書においておたずねすることがらについて事実を正確にご回答いただく義務があり、このことを告知義務といいます。</p> <p>その際に、事実を回答されなかった場合、または事実と異なることを回答された場合には告知義務違反としてご契約が解除され、共済金等のお支払いができないことがあります。</p> |
| 返戻金 | <p>ご契約を解約された場合などに、共済契約者に払い戻すお金のことです。</p> <p>ご契約から短期間で解約されますと、返戻金はお払込みいただいた共済掛金を下回る金額となることがあります。</p> |
| 割戻金 | 共済事業の決算（年1回）において剰余金が生じた場合に共済契約者に分配してお支払い（還元）するお金のことです。 |
| 高度障害 | <p>共済約款別表2「後遺障害等級表」に掲げる第1級の後遺障害の状態をいいます。なお、同表の第2級から第4級までに掲げる後遺障害の状態の2以上に該当した場合（身体の同一部位に生じたものであるときは除きます。）は、第1級の後遺障害の状態に該当したものとみなして取り扱います。</p> <p>また、共済契約の責任開始の日前にすでにあった後遺障害の状態に、その日以後に生じた原因による後遺障害の状態が新たに加わって、上記の状態になったときも含まれます。</p> |

応 当 日	ご契約後の共済期間中にむかえる、共済契約の契約日に対応する日をいいます。ただし、対応する日がない場合には、その月の末日の日をいいます。
共 済 期 間	保障が行われる期間（組合がその期間に共済事故が生じた場合に支払いの責任を持つ期間）のことです。
契 約 日	「責任開始の日」をご参照ください。
責任開始の日	ご契約上の責任（保障）を開始する日をいいます。通常、契約日と同じ日となります。

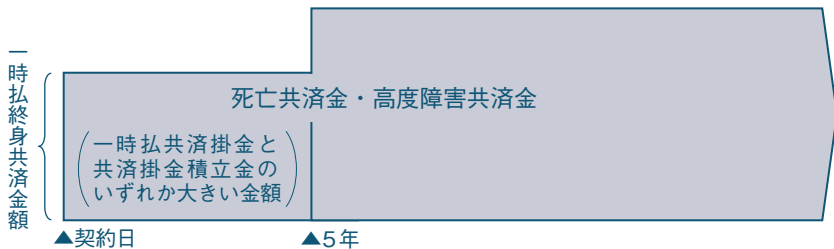
ご契約の特徴としくみについて

1 一時払終身共済契約のしくみ

一時払終身共済のしくみ

「一時払終身共済」は、被共済者が死亡されたり、高度障害の状態になられたときに、共済金をお支払いすることによって、ご家族の生活保障を被共済者の生涯にわたって確保する共済です。告知を簡素化するとともに、共済契約の成立の日から5年間は保障額を抑えることで、高齢の方や健康に不安のある方でもご契約いただけるよう設計されており、払込方法は一時払（契約時に一括ですべての共済掛金を払い込む方法です。）とし、共済期間は一生涯となります。

契約から5年が経過すると、保障額は共済掛金を上回る金額となり、生涯にわたり死亡および高度障害に備える保障が確保されます。



2 共済金のお支払い

次のような場合に共済金をお支払いいたします。（詳しくは「普通厚生共済 一時払終身共済約款」をご参照ください。）

①被共済者が死亡したとき、または高度障害の状態になったとき

被共済者が疾病や不慮の事故により死亡共済金のお支払い事由に該当したときは、以下の死亡共済金をお支払いします。

お支払いする共済金	共済金のお支払い事由	お支払いする共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	○被共済者が共済期間内に死亡したとき。	(1) 共済契約の契約日から第5共済年度の末日までの期間に死亡したとき 次のいずれか大きい額 ア 死亡日の直後に到来する月の応当日の前日の共済掛金積立金に相当する額 イ すでに払い込まれた共済掛金に相当する額 (2) (1)の期間を超えて被共済者が死亡したとき 死亡共済金の額	死亡共済金受取人
高度障害共済金	○被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、高度障害になったとき。	(1) 共済契約の契約日から第5共済年度の末日までの期間に高度障害になったとき 次のいずれか大きい額 ア 高度障害になった直後に到来する月の応当日の前日の共済掛金積立金に相当する額 イ すでに払い込まれた共済掛金に相当する額 (2) (1)の期間を超えて被共済者が高度障害になったとき 高度障害共済金の額	被共済者

(注)「第5共済年度」とは、共済契約の契約日から数えて5年間を経過する日までの期間をいいます。

— (ご留意いただきたい事項) —

- 一時払終身共済契約には、割戻金据置特約が付加されていますので、死亡などで共済金をお支払いするまで、割戻金に所定の利息が付加されて据え置かれています。
- 死亡共済金または高度障害共済金をお支払いした場合、この共済は死亡共済金または高度障害共済金を支払事由に該当した時に消滅したものとします。

3 共済金をお支払いできない場合

次のような場合などには、共済金のお支払いはできません。（詳しくは「普通厚生共済一時払終身共済約款」をご参照ください。）

① 共済金のお支払いができない事由に該当したとき

共済金の種類	共済金のお支払いができない事由
死亡共済金	①被共済者が共済契約の責任開始の日から2年以内に自殺により死亡したとき。 ②共済契約者または死亡共済金受取人の故意によるとき。共済契約者の故意によるとき。
高度障害共済金	①被共済者の故意または重大な過失によるとき。 ②共済契約者の故意または重大な過失によるとき。

② ご契約が無効のとき

③ ご契約が取り消されたとき

④ 告知義務違反によって共済契約などが解除されるとき

- 健康状態などについて、故意または重大な過失によって事実を正確に回答されなかったり、事実と異なることを回答されたためご契約が告知義務違反によって解除された場合
（詳しくは「普通厚生共済 一時払終身共済約款 第12条、第13条」をご参照ください。）

⑤ 重大事由によって共済契約などが解除されるとき

- ・ 共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたとき。
- ・ 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたとき。
- ・ 共済契約者または共済金受取人が、この共済契約にもとづく共済金または共済金請求について、詐欺を行い、または行おうとしたとき。
- ・ 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当したとき。
 - ①反社会的勢力に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④共済契約者または共済金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ・組合の共済契約者または被共済者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。

(注) 重大事由に該当することが判明したときは、共済金のご請求の有無にかかわらず、契約が解除される場合があります。

(詳しくは「普通厚生共済 一時払終身共済約款 第17条」をご参照ください。)

ご 契 約 に 際 し て

4 健康状態の告知

1. 共済契約者と被共済者には、健康状態などについて事実を正確に回答いただく義務（告知義務）があります。

○共済は、大勢の人々が共済掛金を出しあって、相互に保障をしあう、助けあいの制度です。たとえば、健康とは申し上げられない方が無条件でご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。

そのために、ご契約に際して被共済者の最近の健康状態などについて、告知書でおたずねし、その回答によってご契約をお引受けできるかどうか決めさせていただいております。

2. 告知事項はご自身で事実を正確にご回答ください。

- 被共済者ご自身で、告知書の告知事項（最近の健康状態など）についてご回答し、ご署名ください。
- 告知事項について、組合の担当者に口頭で回答いただいただけでは、告知いただいたことにはなりませんので、告知される内容は、必ず告知書にご回答ください。

3. 告知が事実と相違する場合のお取扱いについて

- 健康状態などについて、故意または重大な過失によって事実を回答されなかったり、事実と異なることを回答されたりしますと、組合は告知義務違反としてご契約を解除することがあります。
 - ・このお取扱いは、ご契約が責任開始の日以後2年以上継続する前であって、かつ、組合が解除の原因を知ったときから1か月以内に限ります。
- ただし、ご契約が2年以上継続した後であっても、責任開始の日以後、2年以上継続する前にすでに共済金などをお支払いする事由が生じていた場合には、ご契約の責任開始の日から5年以内に、ご契約を解除することがあります。（ご契約の責任開始の日前の原因により共済金などをお支払いする事由を含みます。）
- 共済金などをお支払いする事由が生じていても、共済金などのお支払いをすることができない場合があります。
- ご契約を解除した場合に返戻金があれば、その金額を共済契約者にお支払いします。

5 ご契約の成立と責任の開始

組合が、ご契約の引受けを承諾した場合には、ご契約のお申込み要件がすべてそろった日（契約日）にさかのぼって、ご契約上の責任を負います。

責任が開始する日を図示すると次のようになります。



ご契約後について

6 ご契約の解約と返戻金

ご契約の解約はいつでもできますが、ご契約は被共済者のご家族の生活保障や資金づくりに役立つ大切な財産ですので、くれぐれも慎重にご判断ください。

- 共済は、大勢の人々が互いに助けあって将来の予期しえない事態に備えることを目的とする制度です。そのため、お払込みいただいた共済掛金の一部はご不幸にあわれた方々への共済金支払いや、ご契約を維持するための費用などにあてられています。したがって、中途でご契約を解約された場合には、それらの費用を除いた残額としてあらかじめ定められた金額を返戻金としてお支払いいたしますので、返戻金の額がお払込みいただいた共済掛金より少ないことがあります。
- やむをえずご契約を解約される場合には、組合所定の用紙に共済契約者ご自身でご署名されたうえでお申し出ください。その際には、解約前にまだ請求されていない共済金などがないかを十分ご確認ください。

7 割戻金のお支払い

- 割戻金は、確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果等によりお支払いできない場合があります。
- 割戻金は、自動的に据え置かれ、組合が定めた率（将来変更することがあります。）で積み立てられており、次の表の支払事由に該当するときに、次の表の受取人にお支払いします。

支払事由	受取人
死亡共済金または高度障害共済金がお支払いされるとき。	その共済金の共済金受取人
共済契約が解約、解除または消滅するとき。	共済契約者

8 共済金などのご請求

共済事故が発生した場合は、組合にご連絡のうえ、それぞれの共済金受取人は、共済約款別表1「請求書類」に記載された必要書類をご用意され、組合に共済金ご請求のお手続きを行ってください。

○共済金などのご請求の際、組合は、共済事故の内容について確認させていただくこととなりますのでご了承ください。

（ご留意いただきたい事項）

①共済金などをご請求する権利は、行使することができる時から3年間行われなかった場合には、時効によって消滅します。

②請求書類のお取扱いについて

共済金などのご請求の際に提出いただいた書類および組合で共済事故について確認させていただいた内容については、ご返却および公開いたしません。

また、ご契約が消滅し、共済金のお支払いが完了した場合には、ご提出いただいた共済証書など請求書類を組合が一定期間保管した後、破棄いたします。

《参考》

手続きにご用意いただく主な書類	保管・取得先
共済証書	共済契約者ご自身が保管されています。
被共済者の戸籍抄本または住民票の写し もしくは住民票記載事項証明書	市町村役場の窓口
共済金受取人の印鑑証明書	市町村役場の窓口
証明書（診断書）（組合が指定したもの。）	組合の窓口でお渡しした用紙に、医師に記入してもらってください。
請求書	組合の窓口
その他（必要な場合に組合からご連絡します。）	組合の窓口・その他

○共済金などのご請求に必要な書類を提出いただく等、約款に定めるご請求手続きを完了されましたら、ご請求の内容に応じ約款に定める期日までに共済金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、共済金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項および確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。

（詳しくは「普通厚生共済 一時払終身共済約款 第9条」をご参照ください。）

9 代理請求制度について

代理請求制度は、共済金などがお支払いされる場合で、共済金などの受取人である被共済者が、その共済金などを請求できない「特別な事情」があるときに、被共済者の代理人が共済金などを請求することができる制度です。（詳しくは「普通厚生共済 一時払終身共済約款 第8条」をご参照ください。）

※「特別な事情」とは、被共済者ご自身で共済金などを請求できない身体状況にある場合などをいいます。

○被共済者の代理人となれる方の範囲について

- (1) 死亡共済金受取人であり、かつ、被共済者の戸籍上の配偶者
- (2) 死亡共済金受取人であり、かつ、被共済者の直系血族である父母または子供
- (3) 死亡共済金受取人であり、かつ、被共済者の血族である兄弟姉妹
- (4) 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている被共済者の3親等以内の親族

※(4)の「被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている被共済者の3親等以内の親族」には、これらと同等の関係にあると組合が認めた者を含みます。

（ご留意いただきたい事項）

- ①本制度により共済金を被共済者の代理人にすでにお支払いしているときは、被共済者より重複して共済金の支払請求を受けてもお支払いいたしません。
- ②必要となる請求書類が通常と異なりますので、ご注意ください。
- ③この制度によりご請求される場合には、必ず組合までご相談ください。

10 ご通知いただく場合

次のような場合には、組合までご連絡ください。ご連絡がない場合、組合から各種のご通知ができなくなります。

1. 共済契約者を変更するとき

- 共済契約者を変更するときは、被共済者の同意と組合の承諾を得る必要があります。
共済契約者を変更しますと、共済契約上の権利義務（共済金受取人を変更する権利など）はすべて新しい共済契約者に承継されます。

2. 死亡共済金受取人の変更

- 共済契約者は、被共済者の同意を得て、死亡共済金受取人を変更することができます。

なお、死亡共済金の支払事由が発生した後は、死亡共済金受取人を変更することはできませんのでご注意ください。

- 死亡共済金受取人が死亡された場合には、新たに死亡共済金受取人を指定していただきますので、遅滞なく組合にご連絡ください。

3. その他

- ①転居、住所表示などの変更によって、組合へお届けいただいている共済契約者のご住所（居所を含みます。）が変更されたとき。
- ②共済契約者、被共済者、共済金受取人がご結婚などによって改姓されたり、改名されたとき。
- ③共済証書を紛失されたとき。

11 生命共済と税金（令和8年8月現在）

1. 共済掛金をお払込みいただいたとき

生命保険料控除が受けられますので、所得税・住民税が軽減されます。ただし、共済金受取人のすべてが、共済契約者（共済掛金負担者）、その配偶者またはその他の親族の場合に限ります。

○生命保険料控除の額

お払込みいただいた一時払終身共済の共済掛金は、すべて一般生命保険料控除として次の金額が、その年の所得金額から控除されます。

（注）ご契約が2件以上の場合であっても、次の額が一般生命保険料控除額の上限となります。

① 所得税の生命保険料控除

一律40,000円

※【令和8年および令和9年の生命保険料控除に適用】

23歳未満の扶養親族を有する場合、一律60,000円

② 住民税の生命保険料控除

一律28,000円

○課税所得控除用の共済掛金払込証明書の発行

生命保険料控除を受けるためには、年末調整（給与所得者の場合）または確定申告（事業所得者等の申告納税者の場合）の際に申告が必要です。

年中に生命保険料控除の対象となる共済掛金をお払込みいただいたときは、組合より共済掛金払込証明書を発行いたしますので、年末調整または確定申告時まで保管のうえ、ご使用ください。

2. 共済金をお受け取りになられたときの課税について

共済金にかかる税金は共済契約者（共済掛金負担者）・被共済者・共済金受取人の関係によって異なります。

○死亡共済金をお受け取りになられたときの課税について

契約形態	契約例			税の種類
	共済契約者 (共済掛金負担者)	被共済者	死亡共済金 受取人	
共済契約者と被共済者が 同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
共済契約者と死亡共済金 受取人が同一人の場合	夫	妻	夫	所得税 住民税 (一時所得)
	夫	子	夫	
共済契約者と被共済者と 死亡共済金受取人がすべて 相違する場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

○相続税の死亡共済金の非課税の適用について

共済契約者（共済掛金負担者）と被共済者が同一人で、死亡共済金受取人がその相続人の場合には、死亡共済金に対して次の範囲内で非課税となる取扱いを受けることができます。

《死亡共済金の非課税金額》

500万円×法定相続人の数

○非課税となる共済金について

高度障害共済金は、全額非課税となります。

—（税金のお取扱いについてのご留意事項）—

税金のお取扱いについては、令和8年8月現在の税制・関係法令等にもとづくもので、将来を保証するものではありません。個別のお取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。

12 J F 共済の相談・苦情窓口のご案内

J F 共済では、ご利用者の皆さまに、より一層のご満足をいただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口においてご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 まずは、ご加入先の組合（J F）までお申し出ください。
- 2 ご加入先の組合（J F）以外に J F 共水連の窓口でもお受けいたします。

巻末（P44）記載の J F 共水連窓口までお申し出ください。

※ J F 共水連の窓口では、J F 共済全般に関するご相談・お問い合わせをお電話でお受けしております。苦情などのお申し出があった場合には、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先の組合（J F）に対して解決を依頼します。

- 3 苦情などのお申し出については、ご加入先の組合（J F）と連携をはかりながら対応いたしますが、解決が見つからない場合には、下記の一般社団法人日本共済協会共済相談所へご相談いただくこともできます。

一般社団法人 日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人	日本共済協会 共済相談所
電話番号	03-5368-5757
受付時間	9:00~17:00 (土日・祝祭日および12月29日~1月3日を除く)

普通厚生共済 一時払終身共済約款

(この共済約款の読み方)

- (1) 普通厚生共済約款は、共済事業を行う漁業協同組合または水産加工業協同組合（以下「組合」と総称します。）と全国共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」といいます。）が共同でお引き受けする共済契約と共水連が単独でお引き受けする共済契約の2つの種類の共済契約があります。

この共済約款は、組合と共水連が共同でお引き受けする共済契約を前提として規定していますので、共水連が単独でお引き受けしている共済契約につきましては、この共済約款の規定中の「組合」を「共水連」とお読みかえください。

- (2) 共済約款中、①②③…の番号が付してある場合には、該当する番号の欄の説明を参照してください。

〔普通約款〕

1 用語の定義	19
2 共済契約の締結および共済責任	20
3 共済金の支払いおよび支払請求等に関する事項	21
(1) 共済金の支払い	21
(2) 共済金の支払請求等	22
4 基本契約に関する事項	25
(1) 告知および告知義務違反による解除	25
(2) 共済契約の無効、取消し、解約、解除および消滅	25
(3) 共済掛金の払戻しおよび返戻金の支払い	28
(4) 共済契約の変更	29
(5) 割戻金の割戻し	30
(6) その他の事項	31
(7) 全国共済水産業協同組合連合会の共済責任	32

〔別 表〕

別表 1 請求書類	34
別表 2 後遺障害等級表	36

普通厚生共済 一時払終身共済約款
〔普通約款〕

1 用語の定義

第1条〔用語の定義〕

この共済約款において使用される主な用語の定義は次のとおりとします。

用語	定義
責任開始の日	共済契約の契約日をいいます。
応当日	共済契約の契約日に対応する日のことをいいます。ただし、対応する日がない場合には、その月の末日が応当日となります。
後遺障害の状態	傷害または疾病が治癒した後に残存する精神的または身体的なき損状態であって、医師がその状態について症状固定していると認めた場合をいいます。
高度障害	別表2〔後遺障害等級表〕に掲げる第1級の後遺障害の状態をいいます。なお、別表2〔後遺障害等級表〕の第2級から第4級までに掲げる後遺障害の状態の2以上に該当した場合（身体の同一部位①に生じたものであるときは除きます。）は、第1級の後遺障害の状態に該当したものとみなして取り扱います。
被共済者の代理人	第8条〔共済金の支払請求等〕第2項の規定により被共済者に代わって共済金を請求する者をいいます。
共済掛金積立金	将来の共済金の支払いのために、共済掛金の中から積み立てた積立金をいいます。この積立金は、解約返戻金を算定する基礎となります。
解約返戻金	共済契約が解約された場合などに、共済契約者に支払う返戻金をいいます。

備考

- ① 「同一部位」とは、別表2〔後遺障害等級表〕の備考16に規定する同一部位をいいます。

2 共済契約の締結および共済責任

第2条〔共済契約の締結〕

共済契約は、この共済約款によって締結します。

第3条〔組合の責任開始〕

- 1 組合が共済契約の申込みを承諾したときは、組合の共済契約上の責任は、共済掛金を受け取った日に開始します。
- 2 第1項により組合の責任が開始される日を契約日とし、共済期間はその日を含めて計算します。
- 3 組合が共済契約の申込みを承諾する場合は、共済証書を交付します。

第4条〔共済証書〕

- 1 組合は、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した共済証書を交付します。
 - (1) 組合名およびその代表者
 - (2) 共済契約者の氏名または名称
 - (3) 被共済者の氏名、性別、生年月日
 - (4) 共済金受取人の氏名または名称
 - (5) 主たる共済金の支払事由および共済金の額ならびに付加する特約の種類
 - (6) 共済責任の始期および共済期間
 - (7) 共済金額
 - (8) 共済掛金およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 共済証書の作成日
- 2 共済証書には、組合が記名押印します。

3 共済金の支払いおよび支払請求等に関する事項

(1) 共済金の支払い

第5条〔共済金の支払い〕

1 組合は、次の表に定めるところにより、死亡共済金または高度障害共済金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が死亡したこと	(1) 共済契約の契約日から第5共済年度①の末日までの期間に死亡したとき 次のいずれか大きい額 ア 死亡日の直後に到来する月の応当日の前日の共済掛金積立金に相当する額 イ すでに払い込まれた共済掛金に相当する額 (2) (1)の期間を超えて被共済者が死亡したとき 死亡共済金の額	死亡共済金受取人
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、高度障害になったこと。この場合には、次のいずれにも該当する場合を含みます。 ア 責任開始の日前にすでに生じていた後遺障害の状態に、責任開始の日以後に生じた傷害または疾病による後遺障害の状態が新たに加わって高度障害になったこと イ アの責任開始の日以後に生じた傷害または疾病が、責任開始の日前にすでに生じていた後遺障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のないこと	(1) 共済契約の契約日から第5共済年度①の末日までの期間に高度障害になったとき 次のいずれか大きい額 ア 高度障害になった直後に到来する月の応当日の前日の共済掛金積立金に相当する額 イ すでに払い込まれた共済掛金に相当する額 (2) (1)の期間を超えて被共済者が高度障害になったとき 高度障害共済金の額	被共済者

注1) 死亡共済金受取人の指定がないときは、被共済者の相続人を死亡共済金受取人とし、ます。

注2) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人であるときは、その共済契約者を高度障害共済金の共済金受取人とします。

2 高度障害共済金の支払請求をする前に被共済者が死亡し、死亡共済金が支払われる場合には、組合は、高度障害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。

3 被共済者が乗り組んでいる船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その

船舶が行方不明になった日または遭難した日から30日を経過してもなお被共済者が発見されず、官公署の特別の危難に関する書類の提出を受けた場合には、被共済者は、その船舶が行方不明になった日または遭難した日に死亡したものとみなします。

- 4 組合は、戦争その他の変乱または自然災害②によって、共済事故が異常に発生し、死亡共済金または高度障害共済金を支払うことで共済掛金の計算の基礎に著しく影響をおよぼすときは、死亡共済金または高度障害共済金の一部を削減することがあります。

備考

- ① 「第5共済年度」とは、共済契約の契約日から数えて5年間を経過する日までの期間をいいます。
- ② 「自然災害」とは、台風、せん風、暴風、暴風雨、突風、降ひょう、降雪、なだれ、高潮、高波、洪水、りん雨、豪雨、土砂崩れ、崖崩れ、地割れ、断層、地すべり、地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波その他これらに類する自然現象（落雷を除きます。）をいいます。

第6条〔共済金を支払わない場合〕

- 1 次のいずれかにより被共済者が死亡した場合には、組合は、死亡共済金を支払いません。ただし、(2)の場合に、死亡共済金受取人の一部の者の故意によるときは、その者の受け取るべき額を差し引いた残額を他の死亡共済金受取人に支払います。
 - (1) 被共済者の自殺。この場合には、責任開始の日から2年以内に死亡したときに限ります。
 - (2) 死亡共済金受取人の故意
 - (3) 共済契約者の故意
- 2 次のいずれかにより被共済者が高度障害になった場合には、組合は高度障害共済金を支払いません。
 - (1) 被共済者の故意または重大な過失
 - (2) 共済契約者の故意または重大な過失

(2) 共済金の支払請求等

第7条〔共済金の支払事由の発生の通知〕

共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が発生したことを知ったときには、遅滞なく、組合に通知してください。

第8条〔共済金の支払請求等〕

- 1 共済金受取人は、遅滞なく、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、共済金の支払いを請求してください。
- 2 高度障害共済金の支払事由が発生し、被共済者がそれらの共済金の支払請求をすることができない特別な事情がある場合において、次のいずれかの者がそれらの共済金の支払請求を行うときは、第1項の規定にかかわらず、その者が、遅滞なく、別表1〔請求書類〕の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてそれらの共済金の支払いを請求することができます。
 - (1) 死亡共済金受取人であり、かつ、被共済者の戸籍上の配偶者
 - (2) 死亡共済金受取人であり、かつ、被共済者の直系血族である父母または子供
 - (3) 死亡共済金受取人であり、かつ、被共済者の血族である兄弟姉妹
 - (4) 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている被共済者の3親等以内の親族①
- 3 組合は、第2項の規定により共済金を被共済者の代理人にすでに支払っているときは、重複して共済金の支払請求を受けても、これを支払いません。

- 4 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、次のことを行うことができます。
- (1) 共済金の支払いに関する事実の確認および必要な調査をすること。
 - (2) 被共済者について、組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めること。

備考

- ①「被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている被共済者の3親等以内の親族」には、これらと同等の関係にあると組合が認めた者を含みます。

第9条〔共済金の支払時期および支払方法〕

- 1 組合は、死亡共済金の請求があった場合には、組合にその書類が到着した日①の翌日から15日以内に、共済金を支払います。ただし、次に掲げる日は、15日には含みません。
- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌月3日までの日
- 2 組合は、第1項にかかわらず、共済契約の締結時から共済金請求時までに組合に提出された書類だけでは死亡共済金を支払うために必要な確認ができない場合または高度障害共済金の請求があった場合は、組合にその書類が到着した日①の翌日から30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認②を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われる事由に該当する事実の有無
(2) 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
(3) 共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- 3 第2項の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第1項および第2項の規定にかかわらず、組合にその書類が到着した日①の翌日から次のいずれかの日数③が経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人④に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日数
(1) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合	180日
(2) 弁護士法その他の法令に基づく照会が必要な場合	180日
(3) 災害救助法が適用された災害の被災地域において、第2項の確認を行う場合	60日
(4) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会を行う必要がある場合	90日
(5) 第2項(1)から(3)までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外において調査を行う必要がある場合	180日

- 4 組合が第2項または第3項の必要な事項の確認に際し、次のいずれかに該当した場合には、これにより確認が遅延した期間について、第2項または第3項の日数に含みません。
- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人④が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合⑤
 - (2) 組合が被共済者の診断を求めた場合に、共済契約者、被共済者または共済金受取人④が正当な理由なくその診断を拒み、または妨げた場合

5 共済金は、組合の定める方法により支払います。

備考

- ① 「組合に支払請求書類が到着した日」とは、第8条「共済金の支払請求等」第1項により、共済金受取人④が共済金の支払請求書類（必要事項が完備されているものに限ります。）の全てを組合に提出した日をいいます。例えば、組合に提出した日以後に支払請求書類の不足、支払請求書の押印忘れおよび一部記載の誤り等が見つかった場合には、必要事項が完備されていることにはなりませんので、ご注意ください。
- ② 「確認」には、組合の指定する医師または歯科医師の診断を含みます。
- ③ 特別な照会または調査の内容が複数に該当する場合は、それぞれのうち最長の日数とします。
- ④ 「共済金受取人」には、被共済者の代理人を含みます。なお、共済金の支払請求を行った者と共済金受取人が異なる場合には、共済金の支払請求を行った者としします。
- ⑤ 確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条 [時効]

共済金を請求する権利は、行使することができる時から3年間行われなかった場合には、時効によって消滅します。

4 基本契約に関する事項

(1) 告知および告知義務違反による解除

第11条〔告知義務〕

共済契約者または被共済者は、共済契約の締結の際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知書において質問した事項について、誤りのない事実を告知書によって告知しなければなりません。

第12条〔告知義務違反による解除〕

- 1 組合は、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって、第11条〔告知義務〕の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、将来にむかって、共済契約を解除することができます。
- 2 組合は、第1項の規定による共済契約の解除が、共済金の支払事由が発生した後になされた場合であっても、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、その共済金の返還を請求することができます。
- 3 第2項の規定は、第1項の共済契約の解除の原因となった事実に基づかずに発生した共済金の支払事由については適用しません。
- 4 組合は、第1項により共済契約を解除するときは、共済契約者に書面によりその旨を通知します。ただし、共済契約者または共済契約者の住所①が不明であるか、その他正当な理由によって共済契約者に通知できない場合には、被共済者または共済金受取人②に通知します。

備考

- ①「住所」には、居所を含みます。
- ②「共済金受取人」には、被共済者の代理人を含みます。

第13条〔告知義務違反による解除ができない場合〕

組合は、次のいずれかに該当するときには、第12条〔告知義務違反による解除〕による共済契約の解除をすることができません。

- (1) 組合が共済契約の締結の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき。この場合には、次に掲げるときを含みます。
 - ア 組合が、事実を告げることを妨げたとき。
 - イ 組合が、事実を告げないよう勧めたとき。
 - ウ 組合が、事実でないことを告げるよう勧めたとき。
- (2) 組合が解除の原因を知った日から1か月を経過したとき。
- (3) 共済契約が責任開始の日から2年以上継続したとき。ただし、その間に解除の原因となる事実に基づいて共済金の支払事由①が発生した場合を除きます。
- (4) 共済契約が責任開始の日から5年を経過したとき。

備考

- ①「共済金の支払事由」には、責任開始の日前に生じた原因により共済金の支払事由に該当しなかったときを含みます。

(2) 共済契約の無効、取消し、解約、解除および消滅

第14条〔共済契約の無効〕

共済契約者が共済金等を不法に取得する目的または他人に共済金等を不法に取得させる目的を

もって共済契約の締結をしたときは、組合は、共済契約を無効とします。この場合において、すでに払い込まれた共済掛金は払い戻しません。

第15条〔共済契約の取消し〕

- 1 組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を取り消すことができます。
 - (1) 共済契約の契約日における被共済者の実際の年齢が、組合の定める加入年齢の範囲外であるとき。
 - (2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結したとき。
- 2 第1項(1)の場合において、被共済者の実際の年齢が共済契約の契約日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事実を知った時にはすでにその最低加入年齢に達していた場合には、その共済契約は、第1項の規定にかかわらず、被共済者の実際の年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を契約日とみなし、組合の共済契約上の責任は、その日から開始したものと取り扱います。
- 3 第1項(2)の場合には、すでに払い込まれた共済掛金は払い戻しません。
- 4 組合は、第1項により共済契約を取り消すときは、共済契約者に書面によりその旨を通知します。ただし、共済契約者または共済契約者の住所①が不明であるか、その他正当な理由によって共済契約者に通知できない場合には、被共済者または共済金受取人②に通知します。

備考

- ① 「住所」には、居所を含みます。
- ② 「共済金受取人」には、被共済者の代理人を含みます。

第16条〔共済契約の解約〕

共済契約者は、組合の定める取扱いにより、いつでも、将来にむかって、共済契約を解約することができます。

第17条〔重大事由による解除〕

- 1 組合は、次のいずれかに該当した場合には、将来にむかって、共済契約を解除することができます。
 - (1) 共済契約者または共済金受取人①が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたとき。
 - (2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人①が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として、共済金の支払事由②を生じさせ、または生じさせようとしたとき。
 - (3) 共済契約者または共済金受取人①が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたとき。
 - (4) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当したとき。
 - ア 反社会的勢力③に該当すると認められること
 - イ 反社会的勢力③に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ 反社会的勢力③を不当に利用していると認められること
 - エ 共済契約者または共済金受取人が法人の場合、反社会的勢力③がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ その他反社会的勢力③と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人①に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由④を生じさせたとき。
- 2 組合は、第1項により共済契約を解除した場合において、第1項(1)から(5)までに掲げる事由

が生じたときから解除されたときまでに発生した共済金の支払事由については、共済金⑤を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、その共済金⑤の返還を請求することができます。

- 3 組合は、第1項により共済契約を解除するときは、共済契約者に書面によりその旨を通知します。ただし、共済契約者または共済契約者の住所⑥が不明であるか、その他正当な理由によって共済契約者に通知できない場合には、被共済者または共済金受取人①に通知します。

備考

- ① 「共済金受取人」には、被共済者の代理人を含みます。
- ② 「共済金の支払事由」からは、死亡を除きます。
- ③ 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ④ 「共済契約の存続を困難とする重大な事由」としては、共済契約者、被共済者または共済金受取人①が他の共済者または保険者との間で締結した共済契約または保険契約が重大事由により解除されることなどがあげられます。
- ⑤ 共済金受取人を2人以上とする共済金にあっては、第1項(4)のみに該当した場合で、第1項(4)アからオまでに該当したのが共済金受取人のみであり、その共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。
- ⑥ 「住所」には、居所を含みます。

第18条〔共済契約の消滅〕

共済契約は、次に掲げる場合に消滅します。

- (1) 被共済者が死亡したとき。
- (2) 被共済者が、高度障害になり、第5条〔共済金の支払い〕により高度障害共済金が支払われたとき。

第19条〔共済金受取人による共済契約の存続〕

- 1 債権者等①による共済契約の解約は、解約の通知が組合に到着した日の翌日以後1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて、共済契約者以外の者で、かつ次の各号のいずれかに該当する共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、第1項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が組合に到達した日に解除の効力が生じたとすれば組合が債権者等①に対して支払うべき金額を債権者等①に支払い、かつ組合にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 共済契約者または被共済者の親族であること。
 - (2) 被共済者であること。
- 3 第2項の通知をする場合は、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が組合に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、共済金の支払事由が生じ、組合が共済金を支払うべき場合は、当該支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等①に支払います。この場合において、その支払うべき金額から債権者等①に支払った金額を差し引いた残額があるときは、その額を、共済金受取人に支払います。

備考

- ① 「債権者等」とは、差押債権者、破産管財人その他の共済契約者以外の者が共済契約の解約をすることができる者をいいます。

(3) 共済掛金の払戻しおよび返戻金の支払い

第20条〔共済掛金の払戻し－取消しの場合〕

- 1 組合は、第15条〔共済契約の取消し〕第1項(1)の規定により、共済契約が取り消された場合には、次の額を共済契約者に払い戻します。

すでに払い込まれた共済掛金の全額

- 2 第1項の払戻金の払戻しについては、第9条〔共済金の支払時期および支払方法〕第2項から第5項までの規定および第10条〔時効〕の規定を準用します。

第21条〔返戻金の支払い－解約の場合〕

- 1 組合は、共済契約が解約された場合①には、解約返戻金（すでに払い込まれた共済掛金の全額を限度とします。）を共済契約者に支払います。
- 2 第1項の返戻金の支払請求にあたっては、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- 3 第16条〔共済契約の解約〕により共済契約が解約された場合の返戻金の支払いについては、第9条〔共済金の支払時期および支払方法〕第2項から第5項までの規定および第10条〔時効〕の規定を準用します。
- 4 第19条〔共済金受取人による共済契約の存続〕第1項の場合には、本案第3項において準用する第9条〔共済金の支払時期および支払方法〕第2項および第3項の「組合にその書類が到着した日」とあるのは、「第19条〔共済金受取人による共済契約の存続〕第1項により解約の効力が生じた日」と読みかえます。
- 5 共済金の支払請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって、第17条〔重大事由による解除〕により共済契約が解除されたときは、返戻金を支払いません。

備考

- ① 第19条〔共済金受取人による共済契約の存続〕により共済契約が解約された場合を含みます。

第22条〔返戻金の支払い－解除の場合〕

- 1 組合は、共済契約を解除した場合において、次の表の支払事由に該当したときは、同表の返戻金の額を共済契約者に支払います。

支払事由	返戻金の額
(1) 第12条〔告知義務違反による解除〕により共済契約が解除されたこと	解約返戻金
(2) 第17条〔重大事由による解除〕により共済契約が解除されたこと	
(3) 第31条〔組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡〕第9項により解除されたこと	共済掛金積立金

- 2 第1項の返戻金の支払いについては、第9条〔共済金の支払時期および支払方法〕第2項から第5項までの規定および第10条〔時効〕の規定を準用します。
- 3 共済金の支払請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって、第17条〔重大事由による解除〕により共済契約が解除されたときは、第1項(2)の規定にかかわらず、返戻金を支払いません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、組合は、第17条〔重大事由による解除〕第1項(4)により共済契約を解除した場合で、同条第2項により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、共済契約のうち支払われない共済金に対応する部分の返戻金を共済契約者に支払います。

第23条〔返戻金の支払いー消滅の場合〕

- 1 組合は、共済契約が消滅し、次の表の支払事由に該当したときは、同表の返戻金の額を共済契約者に支払います。

支払事由	返戻金の額
被共済者が死亡し、第6条〔共済金を支払わない場合〕第2項(1)または(2)により共済金が支払われないこと	共済掛金積立金 (死亡共済金の額を限度とします。)

- 2 組合は、第6条〔共済金を支払わない場合〕第1項ただし書により共済金を支払う場合において、その支払う死亡共済金の額が第1項の返戻金の額より少ないときは、その差額を共済契約者に支払います。
- 3 第1項および第2項の返戻金の支払いについては、第9条〔共済金の支払時期および支払方法〕第2項から第5項までの規定および第10条〔時効〕の規定を準用します。
- 4 次のいずれかに該当した場合には、組合は、返戻金を支払いません。
- (1) 第18条〔共済契約の消滅〕(1)により共済契約が消滅し、第5条〔共済金の支払い〕により死亡共済金が支払われることとなるときまたは第6条〔共済金を支払わない場合〕第1項(3)により死亡共済金が支払われなかったとき。
- (2) 第18条〔共済契約の消滅〕(2)により共済契約が消滅したとき。

(4) 共済契約の変更

第24条〔共済契約者の変更〕

- 1 共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を他人に承継させることができます。
- 2 共済契約者は、第1項により共済契約者を変更するときは、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- 3 組合は、共済契約者が変更されたときは、変更前の共済契約者に対し変更を承認した旨を通知します。

第25条〔共済金受取人の変更〕

- 1 共済契約者は、第5条〔共済金の支払い〕第1項の共済金の支払事由が発生するまでは、組合に対する通知により、死亡共済金受取人を変更することができます。
- 2 第24条〔共済契約者の変更〕により共済契約者を法人に変更し、その共済契約者が死亡共済金受取人となったときは、その共済契約者を高度障害共済金の共済金受取人とします。
- 3 第1項の死亡共済金受取人の変更は、遺言によって行うことはできません。
- 4 第2項に定める場合を除き、高度障害共済金の共済金受取人を変更することはできません。
- 5 第1項および第2項により共済金受取人を変更する場合には、被共済者の同意を得なければならないものとし、その同意を得なかったときは、その変更は、効力を生じません。
- 6 共済契約者は、第1項の通知を行う場合には、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- 7 組合は、死亡共済金受取人が変更されたときは、共済証書にその旨を裏書します。
- 8 第1項の通知が組合に到達した場合には、組合は、共済契約者がその通知を組合に発したときにさかのぼって死亡共済金受取人を変更します。
- 9 第1項の通知が組合に到達する前に、組合がすでに変更前の共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に変更後の共済金受取人から共済金の支払請求を受けても、組合はこれを支払いません。

第26条〔死亡共済金受取人が死亡した場合の取扱い〕

- 1 死亡共済金受取人が死亡共済金の支払事由の発生前に死亡した場合には、その死亡時以後に死亡共済金受取人の変更が行われたときを除き、死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人を死亡共済金受取人とします。
- 2 死亡共済金受取人が死亡共済金の支払事由の発生と同時に死亡した場合①には、死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人②を死亡共済金受取人とします。
- 3 第1項および第2項の場合において、死亡共済金受取人となった者の死亡時にその者の法定相続人がいないときは、死亡共済金受取人となった者のうち生存している他の者を死亡共済金受取人とします。
- 4 第1項から第3項までの場合において、死亡共済金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

備考

- ①「死亡共済金の支払事由の発生と同時に死亡した場合」には、死亡共済金受取人の死亡と死亡共済金の支払事由の発生との先後が明らかでない場合を含みます。
- ②「死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人」には、死亡共済金受取人と同時に死亡した者は含みません。

第27条〔共済契約者の住所の変更〕

- 1 共済契約者は、住所①を変更したときは、遅滞なく、組合に通知してください。
- 2 共済契約者が第1項の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所①あてに組合が発した通知は、その住所①に通常到達すべき日において、その共済契約者に到達したものとみなします。

備考

- ①「住所」には、居所を含みます。

第28条〔年齢または性別の誤りの取扱い〕

- 1 被共済者の年齢は、出生日から起算して、満年齢で計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- 2 共済契約申込書に記載された被共済者の年齢または性別に誤りがあったときは、組合は、被共済者の実際の年齢または性別に基づいて共済金の額を訂正します①。
- 3 第2項により共済金の額を訂正するときは、書面によりその旨を共済契約者に通知します。

備考

- ① 共済契約の申込みの日における被共済者の実際の年齢が組合の定める加入年齢の範囲外であるときは、第15条〔共済契約の取消し〕第1項(1)または第2項の規定により取り扱います。

(5) 割戻金の割戻し

第29条〔共済契約に対する割戻金の割戻し〕

- 1 組合は、組合の定める取扱いにより、共済契約に対する割戻金を割り戻します。
- 2 組合は、第1項により割り戻される割戻金に組合の定める利率で計算した利息をつけて、この共済契約が解約され、解除され、もしくは消滅するまで据え置きます。
- 3 組合は、次の表の支払事由に該当するときは、据え置かれた割戻金の全部を同表の受取人に支払います。

支払事由	受取人
(1) 第5条〔共済金の支払い〕による死亡共済金または高度障害共済金を支払うこと	その共済金の共済金受取人
(2) この共済契約が解約され、解除され、または消滅すること（(1)に該当する場合を除きます。）	共済契約者

- 4 組合は、第3項の規定による共済金または返戻金と同時に据え置かれた割戻金を支払います。
- 5 第3項の割戻金の支払いについては、第9条〔共済金の支払時期および支払方法〕第2項から第5項までの規定および第10条〔時効〕の規定を準用します。

（6）その他の事項

第30条〔共済契約者または死亡共済金受取人の代表者〕

- 共済契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の共済契約者を代理するものとします。
- 死亡共済金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代理するものとします。
- 第1項および第2項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、共済契約について組合が共済契約者または死亡共済金受取人の1人に対してなした行為は、他の共済契約者または死亡共済金受取人に対しても効力を生じます。

第31条〔組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡〕

- 共済契約者は、組合の承認を得たときは、共済契約の内容の同一性を維持したまま、共済契約の当事者を他の組合①に変更することができます。
- 第1項の変更をするときは、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- 第1項の変更をしたときは、組合は、共済契約者に対しその旨を通知します。
- 共水連のみを共済契約の当事者とする共済契約にあっては、共済契約者は、共水連の承認を得たときは、他の組合①を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- 第4項により追加された組合は、共水連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- 第4項の追加をするときは、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を共水連に提出してください。
- 第4項の追加をしたときは、共済契約者に対し追加された組合を通知します。
- 組合は、組合の定める取扱いにより、共済事業の全部または一部を譲渡したときは、その譲渡した共済事業にかかる共済契約については、次の表の区分に応じて、同表の者が共済契約の当事者となります。

区分	共済契約の当事者となる者
他の組合①に譲渡した場合	他の組合①および共水連
共水連に譲渡した場合	共水連

- 第8項の共済事業の譲渡につき共済契約者が異議を述べたときは、組合は、組合の定める取扱いにより、共済契約を解除することができます。
- 組合は、第9項により共済契約を解除するときは、書面によりその旨を共済契約者に通知します。

備考

- ① 「他の組合」とは、共済事業を行う他の漁業協同組合または水産加工業協同組合をいいます。

第32条〔共済金の額の変更〕

- 1 組合は、この共済契約の支払事由に該当する被共済者の数の増加、支払うべき金額の増加その他これに準じる事態が発生し、この共済契約の共済金の額の計算の基礎に影響をおよぼすときは、農林水産大臣の認可を受けて、共済契約の共済金の額を変更することができます。
- 2 組合は、第1項の共済金の額の変更を行うときは、共済金の額変更日①から将来にむかって共済金の額を変更します。
- 3 第1項によりこの共済契約の共済金の額を変更する場合には、共済金の額変更日①の30日前までに共済契約者にその旨を通知します。
- 4 共済契約者が第1項の共済金の額の変更を承諾しないときは、この共済契約は、共済金の額変更日①の前日に解約されたものとみなします。

備考

- ① 「共済金の額変更日」とは、組合がその変更を行う日の直後に到来する共済契約の契約日の年の応当日をいいます。

第33条〔共済約款の変更〕

- 1 共水連は、法令の改正、社会経済情勢の変化その他の事情により、共済契約の締結後、この共済約款を変更する必要がある場合には、農林水産大臣の認可を受けて、民法第548条の4第1項の規定に基づき、この共済約款を変更することができます①。
- 2 共水連は、第1項の規定により共済約款を変更する場合には、その効力発生時期を定め、共済約款を変更する旨および変更後の共済約款の内容ならびにその効力発生時期をJF共済のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知するものとします。

備考

- ① 共済約款の変更には、組合が共済金を支払う場合または支払わない場合を定めた規定、共済契約者、被共済者または共済金受取人の義務を定めた規定、組合がこの共済契約を解除する場合を定めた規定等の変更を含みます。

(7) 全国共済水産業協同組合連合会の共済責任

第34条〔共水連の責任開始〕

- 1 共水連は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済契約上の責任を負います。
- 2 第1項の共水連の共済契約上の責任は、組合の共済契約上の責任と同時に開始します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第37条〔共済約款の規定の読みかえ〕の適用がある場合を除き、共済約款に定める共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、申出、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為については、組合に対して行ってください。

第35条〔組合の行為の取扱い〕

- 1 組合と共済約款の規定により権利義務を有する者との間でなされた共済契約に関する行為の効果は、共水連にもおよびます。
- 2 組合につき第1項の行為の無効または取消しの原因がある場合には、共水連についても無効または取消しの原因があるものとして取り扱います。

第36条〔共水連による保障の継続〕

組合は、組合が次のいずれかに該当した場合には、その時から、共済契約の当事者の地位を失い、共水連のみが共済契約の当事者となります。

- (1) 水産業協同組合法の規定による共済規程の認可取消しの処分を受けたとき。
取消しの効力が生じた時
- (2) 解散の議決をしたときまたは水産業協同組合法の規定により解散し、もしくは解散の命令があったとき。
解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散の効力が生じた時
- (3) 破産法、民事再生法または農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあったとき。ただし、その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられたときその他共水連が不相当な申立てと認めたときを除きます。
申立ての時

第37条〔共済約款の規定の読みかえ〕

共水連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「共水連」と読みかえて、共済約款の規定を適用します①。

備考

- ① 第34条〔共水連の責任開始〕から第36条〔共水連による保障の継続〕までおよび第38条〔他の組合の共済契約の当事者への追加〕の規定は除きます。

第38条〔他の組合の共済契約の当事者への追加〕

- 1 第36条〔共水連による保障の継続〕により共水連のみを当事者としてしたこととなった共済契約について、共水連は、共水連の定める取扱いにより、他の組合①を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- 2 第1項の組合は、共水連との間で定めた日から、共水連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- 3 第1項により他の組合①を追加したときは、第34条〔共水連の責任開始〕第3項の規定を、第2項の共水連との間で定めた日から準用します。

備考

- ① 「他の組合」とは、共済事業を行う他の漁業協同組合または水産加工業協同組合をいいます。

〔別 表〕

別表 1 請求書類

(1) 共済金等にかかる請求書類

請求の種類	必要書類
死亡共済金の請求	(1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者および死亡共済金受取人の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による医師の死亡証明書または検視調書に記載した事項の証明書 (5) 死亡共済金受取人の印鑑証明書
高度障害共済金の請求	1. 被共済者による請求の場合 (1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書 (5) 被共済者の印鑑証明書 2. 被共済者の代理人による代理請求の場合 (1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (4) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書 (5) 代理人の住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (6) 被共済者および代理人の印鑑証明書

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
共済契約の解約等における返戻金の請求	(1) 組合所定の申込書 (2) 共済証書 (3) 共済契約者の印鑑証明書
普通約款第19条〔共済金受取人による共済契約の存続〕第2項の組合への通知	(1) 組合所定の通知書 (2) 共済契約者および共済金受取人の印鑑証明書 (3) 共済金受取人が共済契約者または被共済者の親族であることを証する書類（共済金受取人が被共済者本人である場合を除きます。） (4) 普通約款第19条に規定する債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
共済契約者の変更	(1) 組合所定の申込書 (2) 共済証書
共済金受取人の変更	
組合の変更または追加	

(3) 請求書類にかかる注意事項

- ① 組合は、これらの書類のほか特に必要と認める書類の提出を求めています。
- ② 組合所定の申込書以外の書類については、組合が認めたときは、提出する必要はありません。
- ③ 共済契約者が法人で、その共済契約者が死亡共済金受取人である場合には、被共済者の印鑑証明書または主契約の被共済者の印鑑証明書にかえて、共済契約者の印鑑証明書を必要書類とします。
- ④ 共済契約者および死亡共済金受取人が官公署、会社、工場、組合等の団体および個人事業主で、かつ、被共済者がその共済契約者から給与等の支払いを受ける者である共済契約の場合で、その共済契約者が共済金の全部または相当部分を遺族補償規程等に基づく給付として被共済者または遺族補償を受ける者に支払うときは、死亡共済金または高度障害共済金の支払請求の際、これらの書類のほか、次のアまたはイのいずれかおよびウの書類を提出してください。
 - ア 被共済者または遺族補償を受ける者が共済金の支払請求の内容について了知していることが確認できる書類（遺族補償を受ける者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）
 - イ 被共済者または遺族補償を受ける者に給付したことを証明する書類
 - ウ 被共済者または遺族補償を受ける者について本人であることを確認した書類

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	1 両眼の視力が0.02以下になったもの 2 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 3 そしゃくの機能を全く永久に失ったもの 4 言語の機能を全く永久に失ったもの 5 両上肢の用を全く永久に失ったもの 6 両手の手指の全部を失ったもの 7 両下肢を足関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全く永久に失ったもの 9 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 10 神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 11 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
第2級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 両耳の聴力を全く永久に失ったもの 3 そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 両手の手指の全部の用を全く永久に失ったもの 6 1下肢を足関節以上で失ったもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 8 精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 9 神経系統の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 10 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	80%
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 1上肢の用を全く永久に失ったもの 3 1下肢の用を全く永久に失ったもの 4 両足の足指の全部を失ったもの 5 精神に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 6 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 7 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの	70%
第4級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 1眼の視力が0.02以下になったもの 3 両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの 4 そしゃくの機能に著しい障害を残すもの 5 言語の機能に著しい障害を残すもの 6 せき柱に著しい奇形を永久に残すもの 7 せき柱に著しい運動障害を永久に残すもの 8 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 9 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含み4手指を失ったもの 10 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	60%

等級	後遺障害の状態	支払率
第5級	1 両耳の聴力が40センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 2 1 上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 3 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったもの 4 1 手の第1指（母指）を含み3手指以上を失ったもの 5 1 手の第2指（示指）を含み3手指以上を失ったもの 6 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの 7 1 手の4手指以上の用を全く永久に失ったもの 8 1 下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 9 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの 10 両足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの 11 精神に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 12 神経系統の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 13 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 14 両側のこう丸を失ったもの 15 外ばうに著しい醜状を残すもの	50%
第6級	1 せき柱に運動障害を残すもの 2 1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 3 1 上肢の3大関節中の3関節の機能に著しい障害を残すもの 4 1 上肢に仮関節を残すもの 5 1 手の第1指（母指）を含み2手指を失ったもの 6 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 7 1 手の第1指（母指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの 8 1 手の第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの 9 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの 10 1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 11 1 下肢の3大関節中の3関節の機能に著しい障害を残すもの 12 1 下肢に仮関節を残すもの 13 1 足の足指の全部を失ったもの 14 ひ臓を失ったもの 15 1 側のじん臓を失ったもの	40%
第7級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1 眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症を残すもの 4 両眼に視野狭さくを残すもの 5 両眼に視野変状を残すもの 6 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 7 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 8 両耳の聴力が1メートル以上では普通の話声を解することができないもの	30%

等級	後遺障害の状態	支払率
第7級	9 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上では普通の話声を解することが困難であるもの 10 鼻を欠損したもの 11 鼻の機能に著しい障害を残すもの 12 そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの 13 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を残すもの 14 1 手の第1指（母指）を失ったもの 15 1 手の第2指（示指）を失ったもの 16 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 17 1 手の第1指（母指）を含み2手指の用を全く永久に失ったもの 18 1 手の第2指（示指）を含み2手指の用を全く永久に失ったもの 19 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を残すもの 20 1 足の第1指（母指）を含み2足指以上を失ったもの 21 1 足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの 22 精神に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 23 神経系統の機能に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 24 胸腹部臓器の機能に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 25 外ばうに相当程度の醜状を残すもの 26 生殖器に著しい障害を残すもの	30%
第8級	1 1 眼の視力が0.1以下になったもの 2 1 耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの 3 両耳の聴力が1メートル以上では普通の話声を解することが困難であるもの 4 そしゃくの機能に障害を残すもの 5 言語の機能に障害を残すもの 6 14歯以上に対し、歯科補てつを加えたもの 7 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 8 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指を失ったもの 9 1 手の第1指（母指）の用を全く永久に失ったもの 10 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指の用を全く永久に失ったもの 11 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの 12 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 13 1 足の第1指（母指）を失ったもの 14 1 足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの 15 1 足の第1指（母指）以外の4足指を失ったもの	20%
第9級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの 2 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの 3 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	10%

等級	後遺障害の状態	支払率
第9級	4 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 1耳の聴力が40センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 6 せき柱に奇形を残すもの 7 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指を失ったもの 8 1手の第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 9 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指の用を全く永久に失ったもの 10 1足の第1指（母指）を含み2足指以上の用を全く永久に失ったもの 11 味覚を全く永久に失ったもの 12 局部にがん固な神経症状を残すもの 13 胸腹部臓器に障害を残すもの	10%
第10級	1 1手の第1指（母指）の指骨の1部を失ったもの 2 1手の第2指（示指）の指骨の1部を失ったもの 3 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指の用を全く永久に失ったもの 4 1足の第2足指以下の1足指を失ったもの 5 1足の第1指（母指）の用を全く永久に失ったもの 6 1足の第1指（母指）以外の2足指の用を全く永久に失ったもの	5%
第11級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの 2 1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 4 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上では小声を解することができないもの 6 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 7 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨または骨盤骨に著しい奇形を残すもの 8 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 9 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 10 長管骨に奇形を残すもの 11 外ばうに醜状を残すもの	3%
第12級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症を残すもの 3 1眼に視野狭さくを残すもの 4 1眼に視野変状を残すもの 5 1眼のまぶたの一部を欠損し、またはまつげはげを残すもの 6 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 7 1耳の聴力が1メートル以上では小声を解することができないもの 8 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 9 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 10 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の指骨の一部を失ったもの 11 1手の第1指（母指）以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの 12 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 13 1足の第2足指以下の1足指の用を全く永久に失ったもの 14 局部に神経症状を残すもの	2%

備考

1 眼の障害

- (1) 視力の測定は、1眼ずつきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
- (2) 「失明」とは、眼球を亡失（摘出）したもの、明暗を弁じ得ないものおよびようやく明暗を弁じることができる程度のものをいいます。
- (3) 「眼の視野障害（半盲症、視野狭さく、視野変状）」とは、8方向の視野の角度の合計が正常視野の角度の合計の60%以下になった場合をいいます。
- (4) 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、まぶたを閉じたときに角膜を完全に覆いえない程度のものをいいます。
- (5) 「まぶたの一部に欠損を残すもの」とは、まぶたを閉じたときに角膜は完全に覆うことができるが、球結膜（しろめ）が露出している程度のものをいいます。
- (6) 「まぶたの著しい運動障害」とは、まぶたを開けて瞳が見えないもの、まぶたを閉じて角膜が見える程度のものをいいます。
- (7) 「眼球の著しい運動障害」とは、眼球の注視野の広さが2分の1以下に減じたものをいいます。
- (8) 「眼球の著しい調節機能障害」とは、調節領（調節力）が通常の2分の1以下に減じたものをいいます。
- (9) 「まつげはげを残すもの」とは、まつげ縁（まつげの生えている周縁）の2分の1以上にわたってまつげのはげを残すものをいいます。
- (10) 視野狭さくおよびまぶたの下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2 そしゃく（嚥下を含みます）・言語の障害

- (1) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいいます。
- (2) 「そしゃくの機能の著しい障害」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できないものをいいます。
- (3) 「そしゃくの機能の障害」とは、固形食を摂取するのに制限を受けるものをいいます。
- (4) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 語音構成機能の障害により4種の語音（口唇音、歯舌音、口がい音およびこう頭音をいいます。）のうち、3種以上の発音ができないもの
 - イ 声帯の全部の摘出により発音ができないもの
 - ウ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が全くできないもの
- (5) 「言語機能の著しい障害」とは、語音構成機能の障害により4種の語音のうち、2種の発音ができないものをいいます。
- (6) 「言語の機能の障害」とは、語音構成機能の障害により4種の語音のうち、1種の発音ができないものをいいます。

3 歯牙の障害

「歯科補てつを加えたもの」とは、現実に喪失又は著しく欠損した歯牙に対する補てつをいいます。

4 耳の障害

- (1) 聴力の測定は、オーディオメーターにより測定します。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、平均純音聴力損失値が80dB以上のものをいいます。
- (3) 「聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの」とは、平均純音聴力損失値が70dB以上80dB未満のものをいいます。
- (4) 「聴力が40センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの」とは、平均純音聴力損失値が60dB以上70dB未満のものまたは平均純音聴力損失値が40dB以上であり、かつ、最高明瞭度が50%以下のものをいいます。
- (5) 「聴力が1メートル以上では小声を解することができないもの」とは、平均純音聴力損失値が30dB以上60dB未満のものをいいます。

5 鼻の障害

- (1)「鼻を欠損したものと」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損したものをいいます。
- (2)「鼻の機能の著しい障害」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 鼻呼吸が困難なもの
イ 臭いが全くわからないもの

6 精神・神経または胸腹部臓器の障害

- (1)「常に介護を要するもの」とは、高度の障害のために食物の摂取、排便、排尿、その後始末および衣服着脱、起居、歩行、入浴のいずれもが自分ではできず、常時、家族を含め、いわゆる第三者の介護、監視を要する場合をいい、医師または看護婦の介護、監視の意味ではありません。
- (2)「随時介護を要するもの」とは、高度の障害のために食物の摂取、排便、排尿、その後始末および衣服着脱、起居、歩行、入浴のいずれかが自分ではできるが、随時、家族を含め、いわゆる第三者の介護、監視を要する場合をいいます。
- (3)「局部にがん固な神経症状を残すもの」とは、労働には差しつかえないが、医学的に証明しうる麻痺、脳萎縮、脳波の異常等の精神・神経障害を残すものをいいます。
- (4)「局部に神経症状を残すもの」とは、労働には通常差しつかえないが、医学的に可能な神経系統または精神の障害にかかる所見があると認められるものをいいます。
- (5)「味覚を全く永久に失ったもの」とは、テスト・ペーパーおよび諸種薬物による検査結果がすべて無反応となったものをいいます。

7 せき柱の障害

- (1)「せき柱の著しい奇形」とは、通常の衣服を着用しても明らかにせき柱の変形がわかる程度以上のものをいいます。
- (2)「せき柱の奇形」とは、裸体となったとき、またはレントゲン写真によって明らかにせき柱の変形または転移等がわかる程度以上のものをいいます。
- (3)「せき柱の著しい運動障害」とは、せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下のものをいいます。
- (4)「せき柱の運動障害」とは、せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の3分の2以下のものをいいます。

8 骨の変形による障害

「鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨または骨盤骨に著しい奇形を残すもの」とは、裸体となったとき骨折による明らかな変形（欠損を含みます。）がわかる程度以上のものをいいます。

9 上肢の障害

- (1)「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
ア 上肢に完全麻痺を残すもの
イ 上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節をいいます。）に完全強直を残すものまたは人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。
- (2)「上肢の関節の用を全く永久に失ったもの」とは、上肢の関節に完全強直を残すものまたは人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。
- (3)「上肢の関節の機能の著しい障害」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下のものをいいます。
- (4)「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されているものをいいます。
- (5)「上肢に仮関節を残し著しい運動障害を残すもの」とは、上腕骨に仮関節（偽関節）を残すものまたは橈骨および尺骨の双方に仮関節を残すものをいいます。
- (6)「上肢に仮関節を残すもの」とは、橈骨もしくは尺骨のいずれか一方に仮関節を残すものをいいます。
- (7)「長管骨に奇形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものであって、外部から想見できる程度（165度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管骨の骨折部

が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じたとしても、長管骨の変形としては取り扱いません。

ア 上腕骨に変形を残すもの

イ とう骨および尺骨の両方に変形を残すもの（ただし、とう骨または尺骨のいずれか一方のみの変形であっても、その程度が著しい場合には、これに該当します。）

10 手指の障害

(1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節、その他の指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を亡失したもので、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直しているものまたはその運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものをいいます。

(3)「指骨の一部を失ったもの」とは、指の末節骨の一部を失っていることがレントゲンで判明できる程度以上のものをいいます。

(4)「末関節を屈伸することができなくなったもの」とは、遠位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が完全強直の状態にあるもの、屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動的屈伸が不能となったものをいいます。

11 下肢の障害

(1)「下肢の用を全く永久に失ったもの」、「下肢の関節の用を全く永久に失ったもの」、「下肢の関節の機能の著しい障害」および「関節の機能に障害を残すもの」の解釈は、9に準じます。この場合、下肢の3大関節とは、また関節、ひざ関節および足関節をいいます。

(2)「下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 大腿骨に仮関節を残すもの

イ けい骨およびひ骨に仮関節を残すもの

(3)「下肢に仮関節を残すもの」とは、けい骨またはひ骨に仮関節を残すものをいいます。

(4) 下肢における「長管骨に奇形を残すもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいい、その取扱いは上肢に準じます。

ア 大腿骨に変形を残すもの

イ けい骨に変形を残すもの

12 労務

(1)「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。

(2)「労働能力」とは、「労務」を遂行する能力をいいます。

13 足指の障害

(1)「足指を失ったもの」とは、足指の基節の2分の1以上を失ったものをいいます。

(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 第1指（母指）にあっては末節の2分の1以上、その他の足指にあっては末関節以上を失ったもの

イ 第1指（母指）および第2指（示指）にあっては、中足指節関節または近位指節間関節（第1指（母指）にあっては、指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下のもの、その他の足指にあっては完全強直したもの

14 醜状障害

(1)「外ぼう」とは、頭部、顔面部、頸部のように、上・下肢を除き日常露出する部分をいいます。

(2)「上・下肢の露出面」とは、上肢にあってはひじ関節以下（手部を含みます。）の部分、下肢にあってはひざ関節以下（足背部を含みます。）の部分の部分をいいます。

(3) 外ぼうにおける「著しい醜状を残すもの」とは、原則として、頭部にあってはてのひら大（指の部分を除きます。）以上の瘢痕、顔面部にあっては鶏卵大面以上の瘢痕または10円銅

貨大以上の組織凹凸（人にすれ違っても他人の注目を引く程度のもの）、頸部にあってはてのひら大以上の瘢痕をいいます。

(4) 外ぼうにおける「相当程度の醜状を残すもの」とは、原則として、顔面部の長さ5センチメートル以上の線状痕をいいます。

(5) 外ぼうにおける単なる「醜状」とは、原則として、頭部にあっては鶏卵大面以上の瘢痕、顔面部にあっては10円銅貨大以上の瘢痕または3センチメートル以上の線状痕、頸部にあっては鶏卵大面以上の瘢痕をいいます。

15 生殖器の障害

「生殖器に著しい障害を残すもの」とは、生殖能力に著しい制限のあるものであって、性交不能をきたすような障害が含まれます。

16 同一部位

(1) 1上肢については、肩関節以下、1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。

(2) 眼または耳については、両眼または両耳をそれぞれ同一部位とします。

(3) 表の第2級の5、第3級の4および第5級の10のいずれか1に該当する後遺障害の状態により後遺障害共済金を支払う場合には、10手指または10足指については、それぞれ同一部位とします。

(4) 醜状障害については、頭部、顔面、頸部を同一部位とします。

(5) 精神・神経障害については、精神、神経の両方を同一部位とします。

(6) 胸腹部臓器（外生殖器を含みます。）は、すべて同一部位とします。

J F 共水連各都道府県事務所・事業本部等所在地

(令和8年8月1日現在)

事務所・事業本部名		郵便番号	住 所	電話番号
本所	所	101-0052	千代田区神田小川町2-3-6 神田小川町二丁目ビル	03-3294-9641
	東日本事務センター	060-0003	札幌市中央区北3条西7-1 第2水産ビル4階	011-501-0011
	本所事務センター	101-0052	千代田区神田小川町2-3-6 神田小川町二丁目ビル	03-3294-9860
	西日本事務センター	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-4-19 水産会館3階	092-737-6611
北海道事務所		060-0003	札幌市中央区北3条西7-1 第2水産ビル	011-241-6761
東北ブロック	東北事業本部	020-0023	盛岡市内丸16-1 水産会館	019-908-6220
	青森支店	030-0803	青森市安方1-1-32 水産ビル	017-722-7771
	岩手支店	020-0023	盛岡市内丸16-1 水産会館	019-625-2285
	宮城支店	985-0001	塩釜市新浜町2-9-32 第2水産会館ビル	022-364-3511
	秋田支店	010-0951	秋田市山王3-8-15 水産会館	018-865-1661
	山形支店	998-0036	酒田市船場町2-2-1 県漁業協同組合	0234-22-0021
	福島支店	970-8044	いわき市中央台飯野4-3-1 水産会館	0246-28-4744
関東・東海ブロック	東京都事務所	101-0052	千代田区神田小川町2-3-6 神田小川町二丁目ビル	03-6433-0717
	関東東海事業本部	260-0021	千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館	043-242-6821
	茨城支店	310-0011	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館	029-225-2036
	千葉支店	260-0021	千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館	043-242-6821
	神奈川支店	236-0051	横浜市金沢区富岡東2-1-22 県漁連ビル	045-778-5030
	静岡支店	420-0853	静岡市葵区追手町2-20 ヤマラビル追手町5階	054-251-1202
	愛知支店	460-0002	名古屋市中区丸の内3-4-31 水産会館	052-961-2647
北陸ブロック	北陸事業本部	921-8025	金沢市増泉2丁目7番37号西インター大通り事務所2F	076-254-5575
	新潟支店	950-0078	新潟市中央区万代島2-1 水産会館	025-244-6308
	富山支店	930-0096	富山市舟橋北町4-19 森林水産会館	076-432-3832
	石川支店	921-8025	金沢市増泉2丁目7番37号西インター大通り事務所2F	076-234-8825
	福井支店	910-0005	福井市大手2-8-10 水産会館	0776-23-3769
近畿ブロック	三重県事務所	514-0006	津市広明町323-1 水産会館	059-226-9191
	京都府事務所	624-0914	舞鶴市宇下安久無番地 水産会館	0773-75-0224
	兵庫県事務所	673-0883	明石市中崎1-2-3 水産会館	078-919-1377
	和歌山県事務所	640-8331	和歌山市美園町3-34 けやきONE	073-428-2363
中国ブロック	岡山県事務所	700-0823	岡山市北区丸の内1-9-6 児島湾漁村センター	086-230-2787
	鳥取県事務所	680-0908	鳥取市賀露町西4丁目1806 鳥取県漁協本所1階	0857-30-4070
	島根県事務所	690-0007	松江市御手船場町575 水産会館	0852-21-0005
	広島県事務所	730-0051	広島市中区大手町2-9-6 水産会館	082-544-3366
四国ブロック	山口県事務所	750-0067	下関市大和町1-16-1 下関漁港ビル	083-261-6000
	愛媛県事務所	790-0002	松山市二番町4-6-2 水産会館	089-933-9732
	四国事業本部	760-0031	高松市北浜町9-12 信漁連会館	087-897-5220
	徳島支店	770-0873	徳島市東沖洲2-13 水産会館	088-636-0543
	香川支店	760-0031	高松市北浜町9-12 信漁連会館	087-851-4492
九州ブロック	高知支店	780-0870	高知市本町1-6-21 水産会館	088-825-1863
	長崎県事務所	850-0036	長崎市五島町2-27 漁協会館	095-823-5635
	大分県事務所	870-0021	大分市府内町3-5-7 水産会館	097-536-6711
	鹿児島県事務所	890-0051	鹿児島市高麗町43-20 キラメキ南国ビル	099-256-1361
	九州事業本部	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-4-19 水産会館6階	092-737-6640
	福岡支店	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-4-19 水産会館6階	092-781-4654
	佐賀支店	840-0034	佐賀市西与賀町屋外821-4 水産会館	0952-29-6333
	熊本支店	861-5274	熊本市西区新港1-4-15 水産会館	096-329-2400
	宮崎支店	880-0858	宮崎市港2-6 水産会館	0985-27-6711
	沖縄支店	900-0016	那覇市前島3-25-39 水産会館	098-860-2626
事務所嘱	大阪府漁業協同組合連合会	596-0015	岸和田市地蔵浜町11-1	072-422-4763
	滋賀県漁業協同組合連合会	520-0801	大津市におの浜4-4-23	077-524-2418
お客様相談センター（本所）受付：午前10～12時、午後1～5時（土日・祝日・年末年始を除く）				0120-897-837



お問い合わせ